



平成 30 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 岩 田 彰 一 郎
(コード番号：2678 東証一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 玉 井 継 尋
役 職 ・ 氏 名
TEL 03-4330-5130

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 8 月 31 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 38,327 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,250 円
(4) 処 分 総 額	124,562,750 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役 10 名 18,755 株 当社の執行役員 18 名 16,776 株 当社子会社の取締役 3 名 2,796 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成30年7月4日開催の取締役会において、当社の取締役（譲渡制限付株式の付与を受ける取締役を以下「付与対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。また、平成30年8月2日開催の第55回定時株主総会において、同制度に基づき、付与対象取締役に対して譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、年額1億6千万円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含みません。）の金銭報酬債権を支給すること、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことによって発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、株主総会にて承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とすること、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

さらに、付与対象取締役以外にも、上記同様の目的により、当社の執行役員及び当社子会社の取締役（付

与対象取締役とあわせて、以下「付与対象取締役等」と総称します。)を対象とする新たな報酬制度として、本譲渡制限付株式報酬制度(以下上記当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度とあわせて「本制度」といいます。)を導入することといたします。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

付与対象取締役等は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①付与対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各付与対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計124,562,750円(以下「本金銭報酬債権」といいます。うち、社外取締役を除く取締役分は45,808,750円、社外取締役分は15,145,000円、執行役員分は54,522,000円、当社子会社の取締役分は9,087,000円)、普通株式38,327株(うち、社外取締役を除く取締役分は14,095株、社外取締役分は4,660株、執行役員分は16,776株、当社子会社の取締役分は2,796株)を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象取締役等31名が当社又は当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

平成30(2018)年8月31日～平成33(2021)年8月30日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、付与対象取締役等において、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の連結子会社若しくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあり、かつ、当社が設定した業績条件として、平成31(2019)年5月期から平成33(2021)年5月期までの3事業年度のいずれかの期において、当社が提出した各事業年度に係る有価証券報告書又は通期の決算短信(以下これらをあわせて「有価証券報告書等」という。)に記載された業績数値(有価証券報告書等の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関し合理的に計算して得た業績数値とし、以下「業績数値」という。)において、下記(a)及び(b)(以下これらをあわせて「本業績条件」という。)に掲げる条件が同時に達成されたことを条件として、付与した本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(a) EBITDA が145 億円を超過していること

(b) BtoC事業に係る流通総額が1,000 億円を超過していること

(3) 譲渡制限期間中に、付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

当社は、本譲渡制限期間中、平成31(2019)年5月期に係る有価証券報告書等の提出後に、付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由(付与対象取締役等の

自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。)により、当社又は当社の連結子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職の理由が死亡によるものであるときには、既に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において既に本業績条件が同時に達成されたことを条件として、その死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、本株式の全部について、本譲渡制限を解除する。また、その退任又は退職の理由が死亡以外のその他の正当な事由によるものであるときには、既に提出された、又は付与対象取締役等が退任又は退職した後6か月を経過するまでの間に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において、本業績条件が同時に達成されたことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点の直後において付与対象取締役等が保有する本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

当社は、前記(3)に規定する場合のうち、付与対象取締役等が当社又は当社の連結子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合、その退任又は退職の理由が死亡によるものであるときには、既に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において既に本業績条件が同時に達成されていなかった場合にはその退任又は退職の時点をもって、本株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。また、当社は、前記(3)に規定する場合のうち、その退任又は退職の理由が死亡以外の正当な事由によるものであるときには、既に提出された、又は、付与対象取締役等が退任若しくは退職した後6か月を経過するまでの間(ただし、本譲渡制限期間中に限る。)に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において、本業績条件が同時に達成されなかった場合には、当該退任若しくは退職の日から6か月を経過した日又は本譲渡制限期間が満了した時点のいずれか早い時点をもって、本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

当社は、付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由によることなく、当社又は当社の連結子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合、その時点をもって本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、付与対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が当該本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。)には、当社の取締役会の決議により、平成31(2019)年5月期末の経過後から当該承認の日までに提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において、本業績条件が同時に達成されたことを条件として、付与対象取締役等の保有に係る本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

上記場合において、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における付与対象取締役等の保有に係る本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社又は当社子会社の2018年度に係る譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成30年8月1日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である3,250円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上